

和歌山県監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について監査を執行し、和歌山県知事に勧告していたが、その勧告に基づく措置について通知があったので、同条第9項の規定により公表する。

平成23年1月21日

和歌山県監査委員 楠本 隆  
和歌山県監査委員 足立 聖子  
和歌山県監査委員 尾崎 太郎  
和歌山県監査委員 角田 秀樹

（通知文）

労 第 514 号  
平成22年12月27日

和歌山県監査委員 楠本 隆 様  
和歌山県監査委員 足立 聖子 様  
和歌山県監査委員 尾崎 太郎 様  
和歌山県監査委員 角田 秀樹 様

和歌山県知事 仁坂 吉伸

住民監査請求に係る監査結果（勧告）に対する措置について（通知）

平成22年10月1日付け和監委第76号で通知のあった標記について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、講じた措置を下記のとおり通知します。

記

1 勧告の内容

平成15年度から平成20年度の貸付料は、和歌山市に交付した交付金相当額が転嫁されておらず、また、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年和歌山県条例第2号）第4条の適用がなされていない限り、地方自治法第237条に規定する適正な対価とは認められないので、これを是正すべく、適切な措置を講じるよう勧告する。

2 措置状況

上記勧告に基づき、平成15年度から平成20年度までの交付金相当額を入居団体から回復するべく交渉し、合意に達した。

【回復手段】

平成23年度からの貸付料を値上げすることにより、30年間をかけて、貸付料の値上げ分をもって、実質的に当該交付金相当額を回復する。